

参 考 資 料

【医療的ケア児等支援体制整備事業の展開（案）】

主体	R3	R4	R5	R6～
国	医療的ケア児支援法施行		こども家庭庁設置	
京都府	京都府医療的ケア児等支援協議会設置 医療的ケア児等支援センター設置準備	京都府医療的ケア児等支援センター（ことのわ）開設	当事者団体と連携した相談支援	【継続】 各地域の顔の見える関係において ・関係機関の連携促進 ・個別支援の充実 【さらに】 京都府医療的ケア児等支援体制整備事業として 展開案① 地域で医療的ケア児を支える看護師の定着と確保に向けた検討 展開案② 非常時の避難受入と平時のレスパイトをセットで検討
教育委員会	◎基本情報調査の実施 (府全域、各地域の課題把握) 各関係機関へ事前調整協力依頼 調査票配布回収 各地域へ結果報告・情報共有・意見交換 個別困難ケースへの対策や医療機関との連携への悩みや不安の声			
圏域（保健所）				
市町村				
医療機関				
福祉事業所等				
当事者団体				

13

医療的ケア児等支援体制整備事業 展開案①

(地域で医療的ケア児を支える看護師の定着と確保に向けた検討)

看護人材の定着

保育所・学校・障害福祉サービス事業所等に配置されている看護師にとって、働きやすい環境整備が必要

【医療的ケア】

- ・医療的ケア児へのケアは個別性が高く、手技の習得・向上を図る研修の機会が必要
- ・医療的ケア児それぞれの主治医、訪問看護師との連携が必要
- ・医療的ケア児の入園・入学を機に関わりが始まることから、保護者との関係づくりへの配慮が必要
- ・各施設の安全管理責任は各施設の長にある中で、医療的ケアに関するリスクマネジメント体制の整備が必要

【職場環境】

- ・福祉職、教職員等が多数を占める職場において、看護職は孤立感を感じやすく、組織内での理解普及が必要
- ・同じ環境で医療的ケア児を支える看護師同士の情報共有、交流の機会が必要

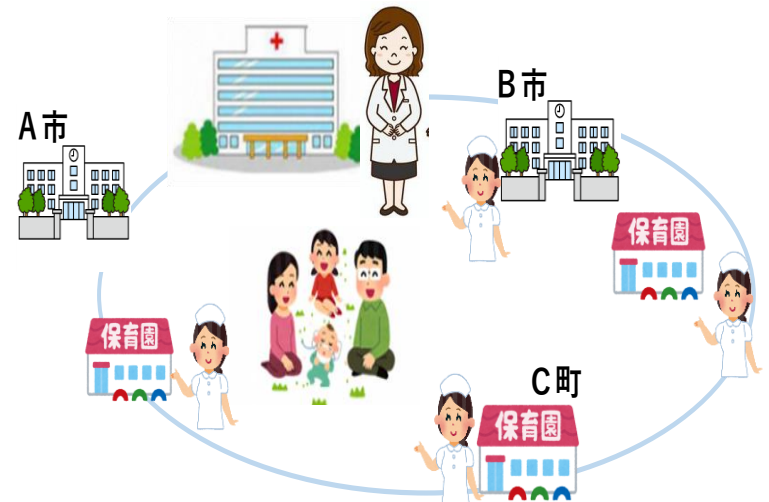
→ 各職場に配置される看護人材の後方支援：実技研修会、交流会の開催

看護人材の確保

新法施行後、医療的ケア児の受入体制が必要との認識が広まる中、市町村・施設単体で看護師を確保することが困難

- ・それぞれの医療的ケア児の年齢により受入先が変わることから、ライフステージ毎に調整が必要
- ・医療的ケア児数は少数で、必要とする医療的ケアは様々、かつ変化をすることから、各市町村・各施設単体では、看護師雇用の計画を立てにくい。

→ 市町村・施設をまたぐ地域単位のコーディネート



医療的ケア児等支援体制整備事業 展開案② (非常時の避難受入と平時のレスパイト(預かり)をセットで検討)

非常時

地震・台風・大雨等の
災害が頻繁に発生

<現状・国の動向等>

○災害時の個別避難計画

自治体によっては、保健福祉部局と危機管理部局との連携が不足し、電力依存の高い医療的ケア児が、個別避難計画策定対象者に含まれていないことがある

○医療的ケア児等を受入可能な避難所等

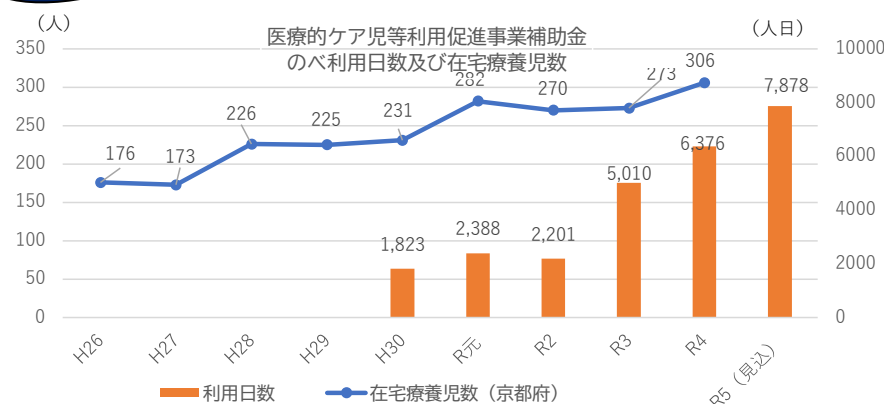
医療的ケア児の避難先は、医療機器へ繋ぐ安定した電源供給、広いスペースの確保等が必要になるが、一般避難所・福祉避難所では対応が難しい

○こども家庭庁が「避難マニュアル」R5末策定

電源の確保や医療従事者との連携など行政や保育現場での「避難マニュアル」を策定予定

平時

短期入所の充実が必要



個別避難計画の策定を進めるに当たり

- ・ 地域の中で、医療的ケア児をよく知る人を作っておくことが必要
- ・ 各地域における災害医療連携体制、災害時における各医療機関の役割等について理解普及が必要
- ・ 災害対応にかかる関係機関が、地域で暮らす医療的ケア児の実態を理解する必要
- ・ 医療的ケア児をとりまく関係者の協力体制を構築することが必要

→ 医療的ケア児それぞれについて、かかりつけ医療機関の確保、個別避難計画の策定をセットで進める

令和6年度当初予算案主要事項(令和5年度2月補正含む)説明

健康福祉部・教育委員会

事業名	医療的ケア児支援強化事業費		新規・継続の別		継続（一部新規）	
			国庫	起債	その他	一般財源
予算額	58,485千円		21,792	-	5,500	31,193
事業内容 〔 目的 対象 方法等 〕	1 趣 旨 医療的ケア児及びその家族への負担軽減のため、医療的ケア児等支援センターの運営や府立特別支援学校における通学時の支援を実施					
	2 事業内容					
	区分	内 容	予算額 (千円)			
	医療的ケア児等支援体制整備事業（②）	・京都府医療的ケア児等支援センターにおいて、医療的ケア児や家族等からの相談に対して看護職等が助言、支援を実施 ・医療的ケア児等コーディネーターに対する事例検討会等を実施 ・当事者団体と連携し、家族等への相談対応や情報発信を実施 ・基本情報調査の検証結果を踏まえ、医療的ケア児や家族等が地域の中で安心して暮らすことができるように、圏域単位等に対応策の検討会等を開催【新規】	16,985			
	在宅療養児支援事業（①）	・在宅療養等を支える医療関係者への研修を実施 ・地域の小児在宅支援に係る多職種連携を推進するための研修を実施	3,500			
	特別支援学校医療的ケア安心サポート事業（③）	府立特別支援学校における医療的ケアが必要な児童生徒の通学時の安全を確保するため、福祉タクシーの利用に対する助成や看護師配置等に要する支援を実施	38,000			
担当課・担当名	① こども・青少年総合対策室 母子保健係 ② 障害者支援課 福祉サービス・障害児支援係 ③ 特別支援教育課 指導推進係			課・担当 電話番号	075-414-4727 075-414-4633 075-414-5835	